株　主　各　位

証券コード　1400
2020年３月12日

東京都渋谷区桜丘町20番１号
渋谷インフォスタワー２階
ルーデン・ホールディングス株式会社
代表取締役社長　西岡　孝

第20回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素よりご高配を賜り厚くお礼申し上げます。
　さて、当社第20回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。
　なお、当日ご出席願えない場合は、以下のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2020年３月26日（木曜日）午後５時までに議決権を行使してくださいますようお願い申し上げます。

〔郵送による議決権行使の場合〕
　同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

〔インターネットによる議決権行使の場合〕
　当社指定の議決権行使ウェブサイト〔https://www.e-sokai.jp〕にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがって、上記の行使期限までに議案に対する賛否をご入力ください。
　インターネットによる議決権行使に際しましては、45頁の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認くださいますようお願い申し上げます。
　なお、議決権行使書面とインターネットによる方法と重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものといたします。

敬　具

記

１．日　　時　2020年３月27日（金曜日）午前10時30分（午前10時開場）

２．場　　所　東京都渋谷区桜丘町23番21号
渋谷区文化総合センター大和田　伝承ホール

３．目的事項

報告事項
１．第20期（自2019年１月１日至2019年12月31日）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
２．第20期（自2019年１月１日至2019年12月31日）計算書類報告の件

決議事項

第１号議案　取締役４名選任の件

第２号議案　監査役１名選任の件

以　上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス　http://www.ruden.jp/）に掲載させていただきます。

（提供書面）

事　業　報　告

（自　2019年１月１日
至　2019年12月31日）

１．企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善がみられ、景気は緩やかな回復基調が続いています。しかし、海外経済の動向や金融資本市場の変動の影響等により、先行きは不透明な状況です。

当社グループの既存事業と密接に関連する新築マンション市場、特に首都圏マンション市場におきましては、2019年の年間供給戸数が前年に比べ15.9％減少し、契約率においては４年連続60％台（民間調査機関調べ）となり、当連結会計年度において非常に厳しい状況で推移いたしました。

このような状況のなか、マンションデベロッパー及び管理会社との更なる関係強化及び新規法人開拓の強化に努め、販管費の継続的な見直しを行ってまいりました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は3,598百万円（前連結会計年度比21.2％増）、営業利益は13百万円（前連結会計年度は５百万円の営業損失）、経常損失は５百万円（前連結会計年度は16百万円の経常損失）、親会社株主に帰属する当期純損失は32百万円（前連結会計年度は48百万円の親会社株主に帰属する当期純損失）となりました。

事業別の状況は次のとおりであります。

ハウスケア事業におきましては、密接に関連する新築マンション市場、特に首都圏マンション市場が非常に厳しい状況で推移いたしましたが、マンションデベロッパー及び管理会社との更なる関係強化及び新規法人開拓の強化に注力し、また、中古マンション市場及び代理店事業の拡大を図ることで、売上については、ほぼ予定通りでしたが、利益において製造原価及び販売促進費が想定以上だったため、予想を下回る結果となりました。

この結果、ハウスケア事業の売上高は1,146百万円（前連結会計年度比13.3％増）、営業利益は211百万円（同34.0％増）となりました。

ビル総合管理事業におきましては、新規民間物件及び既存顧客からの新規受注を獲得することにより売上に貢献しましたが、現場人件費の高騰や求人募集費の増加に伴う経費増があり、利益面については予定数値には届

きませんでした。

この結果、ビル総合管理事業の売上高は1,428百万円（同5.6%増）、営業利益は61百万円（同63.4%増）となりました。

総合不動産事業におきましては、当初予算を上回る物件販売をいたしましたが、予定した利益は得られませんでした。

この結果、総合不動産事業の売上高は1,023百万円（同69.2%増）、営業利益は10百万円（同93.1%減）となりました。

その他事業におきましては、本格的な販売には至っておらず、非常に厳しい状況で推移いたしました。

また、当社の子会社であるＲｕｄｅｎ Ｓｉｎｇａｐｏｒｅ Ｐｔｅ．Ｌｔｄ．のＩＣＯについては、総合的に考慮して、前連結会計年度に引き続き、当連結会計年度においても収益認識しないと判断し、重要性の観点から鑑みて、連結決算には組み込んでおりません。今後の会計処理については、協議をしたうえで、判断することといたします。また、ＩＣＯ時に調達した1,700Ｂｉｔｃｏｉｎについては、今のところ現金化しておりませんが、現段階では現金化の時期や方針について具体的に定まった方針はないものの、相場と資金需要をみて、順次現金化していく予定です。そして、不動産プラットフォームの追加開発についても現在は未定ですが、状況を鑑みながら判断する予定です。

この結果、その他事業の売上高は０百万円（前連結会計年度は売上高はありませんでした。）、営業損失は23百万円（前連結会計年度は66百万円の営業損失）となりました。

＜事業別の売上高＞

事業区分	第19期（2018年12月期）		第20期（2019年12月期）（当連結会計年度）		前連結会計年度比	
	金額(千円)	構成比(%)	金額(千円)	構成比(%)	金額(千円)	増減率(%)
ハウスケア事業	1,011,710	34.1	1,146,031	31.9	134,321	13.3
ビル総合管理事業	1,352,191	45.5	1,428,096	39.7	75,904	5.6
総合不動産事業	604,689	20.4	1,023,068	28.4	418,379	69.2
その他事業	－	－	811	0.0	811	－
合計	2,968,591	100.0	3,598,007	100.0	629,415	21.2

② 設備投資の状況
該当事項はありません。

③ 資金調達の状況
該当事項はありません。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況
該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況
該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況
該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況
該当事項はありません。

(2) 直前３事業年度の財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区　　分	第17期 (2016年12月期)	第18期 (2017年12月期)	第19期 (2018年12月期)	第20期 (当連結会計年度) (2019年12月期)
売　上　高(千円)	2,465,739	2,355,196	2,968,591	3,598,007
経常利益又は経常損失（△）（千円）	65,640	△42,355	△16,543	△5,396
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失（△）(千円)	58,023	△60,056	△48,300	△32,652
１株当たり当期純利益又は１株当たり当期純損失（△）(円)	5.80	△5.93	△4.07	△2.62
総　資　産(千円)	2,232,389	2,408,507	3,147,206	3,255,164
純　資　産(千円)	1,958,468	2,033,468	2,796,768	2,811,065
１株当たり純資産額（円）	173.11	166.77	196.31	194.67

（注）１株当たり当期純利益又は１株当たり当期純損失は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、１株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。

② 当社の財産及び損益の状況

区　　分	第17期 (2016年12月期)	第18期 (2017年12月期)	第19期 (2018年12月期)	第20期 (当事業年度) (2019年12月期)
売　上　高(千円)	307,461	271,842	710,116	1,261,467
経 常 利 益(千円)	68,181	5,554	144,323	81,664
当期純利益又は当期純損失（△）（千円）	63,854	△66,859	94,584	52,883
１株当たり当期純利益又は１株当たり当期純損失（△）(円)	6.38	△6.60	7.98	4.25
総　資　産(千円)	1,954,549	1,985,741	2,970,327	3,118,705
純　資　産(千円)	1,730,487	1,797,951	2,704,864	2,804,265
１株当たり純資産額（円）	150.34	144.04	188.91	194.12

（注）１株当たり当期純利益又は１株当たり当期純損失は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、１株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。

(3) 重要な子会社の状況

会　　社　　名	資　本　金	当社の議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
株式会社ルーデン・ライフサービス	98,500千円	100%	新築マンションのコーティング等
株式会社ルーデン・ビルマネジメント	30,000千円	100%	総合ビルメンテナンス、不動産売買等
株式会社ツーエム	20,000千円	100%	総合ビルメンテナンス
株式会社R・T・Sリンケージ	10,000千円	100%	不動産売買等
株式会社P２P　BANK	96,250千円	54.5%	ソフトウェア開発

(4) 対処すべき課題

当社グループは、基幹事業であるコーティング事業を再生するべく活動を行っております。その周辺事業領域での収益獲得を、その経営戦略として継続してまいります。

また、総合不動産事業においては、仕入物件の更なる見極め及び販路の拡大を行い確実な収益を継続して得られるようにするとともに、機動的な事業活動を展開してまいります。

当社グループは収益性と営業キャッシュ・フローの改善に向け、ハウスケア事業の季節性並びに特定販路への依存を改善し、また更なる営業・施工業務の効率性・有用性の向上を図るなど、以下のような経営基盤の確立に向けた施策を実施してまいります。

①ハウスケア事業の既存事業のうち特に収益性の高いものについて、その営業販路を、既存の新築マンション市場はもとより、中古マンション市場及び戸建住宅への販路拡大を継続して推し進めてまいります。

②ハウスケア事業については、アウトソーシングを積極的に活用するとともに、代理店事業をさらに拡大して、収益率の向上を図ってまいります。

③ハウスケア事業の一部として、ニーズの高いCO2削減等の環境問題に直結する新しい商材を組み入れ、季節性への課題に対応してまいります。

(5) 主要な事業内容（2019年12月31日現在）

当社グループは、ハウスケア事業、ビル総合管理事業、総合不動産事業及びその他事業を行っておりますが、各事業の内容は以下のとおりであります。

①ハウスケア事業

連結子会社である株式会社ルーデン・ライフサービスは、新築住宅をターゲットとして、そのデベロッパー及び管理会社に対し、内覧会のプロデュースを行うとともに、入居されるエンドユーザーに対し、住居の壁や天井等の居住空間（浴室・洗面所・キッチンの水回り等含む）に当社独自のブランド「ルーデン・プレミアムセラフィックス」を用いた、安全性が高く、抗菌性（通常の生活環境にいる細菌69菌、真菌159菌を抑止）、防カビ効果、消臭効果に優れたコーティングを行っております。このコーティング剤は、光触媒と違い暗い室内でも多孔質のセラミック膜が、VOC対策、防汚性等にも機能を発揮します。

既存住宅に対しては、管理会社の持つストック市場に対して様々なメニューを提案し、専有部及び共用部に対しサービスを提供しております。2020年以降のデベロッパーの業界再編を視野に入れ、新築及び既存住宅に対応できるサービスを充実させております。

②ビル総合管理事業

連結子会社である株式会社ルーデン・ビルマネジメント及び株式会社ツーエムは、事業用ビルの管理及びマンション管理（清掃管理・設備管理・保守管理・営繕管理等）のビルメンテナンスを行っております。また、首都圏及び都内23区内の公共施設の清掃・設備管理も委託されております。

③総合不動産事業

連結子会社である株式会社ルーデン・ビルマネジメント及び株式会社Ｒ・Ｔ・Ｓリンケージは関東を中心に一戸建の開発や区分マンションの売買、分譲用地の売買など不動産関連事業全般を行っております。

④その他事業

連結子会社である株式会社Ｐ２Ｐ　ＢＡＮＫは、イメージプロセッシングの技術を基盤に4K/8K、3D、VR、ARと2020年に向けてますます多様化する映像業界において、他社とは一線を画した独自の特許技術を活かした開発を行っております。

また、独自の3D技術による脳トレーニングサービスを開発し、年々増加する認知症予防対策事業も手掛け、併せてストレスチェック用途の「メンタルスコープ」を開発し、販売を予定しております。

(6) 主要な事業所及び営業所（2019年12月31日現在）

① 当社

本社	東京都渋谷区

② 子会社

株式会社ルーデン・ライフサービス	東京都渋谷区
東日本営業部	東京都渋谷区
西日本営業部	大阪府大阪市淀川区
株式会社ルーデン・ビルマネジメント	東京都台東区
株式会社ツーエム	東京都調布市
株式会社Ｒ・Ｔ・Ｓリンケージ	東京都渋谷区
株式会社Ｐ２Ｐ ＢＡＮＫ	東京都渋谷区

(7) 使用人の状況（2019年12月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
ハウスケア事業	32（4）名	7名減(－)
ビル総合管理事業	29（530）名	2名増(1名増)
総合不動産事業	－（－）名	1名減(－)
その他事業	－（－）名	－(－)
全社（共通）	3（2）名	－(1名増)
合計	64（536）名	6名減(2名増)

(注) 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
3（2）名	－（1名増）	47.6歳	8.1年

(注) 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況（2019年12月31日現在）

借入金の金額に重要性がないため、記載を省略しております。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

２．会社の現況

(1) 株式の状況(2019年12月31日現在)

① 発行可能株式総数　19,767,200株

② 発行済株式の総数　12,476,000株

（注）ストック・オプションの行使により、発行済株式の総数は57,500株増加しております。

③ 単元株式数　100株

④ 株主数　2,931名

⑤ 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
株式会社ランドネットワーク	1,800,000株	14.42%
西岡　勇人	1,027,600株	8.23%
加藤　匠翔	950,000株	7.61%
西岡　夏奈子	688,000株	5.51%
西塚　美紀	500,000株	4.00%
西岡　史織	380,000株	3.04%
西岡　里紗	380,000株	3.04%
西岡　江美	350,000株	2.80%
森　利子	319,700株	2.56%
株式会社カプセルデヴィジョン	254,900株	2.04%

（注）持株比率は自己株式（200株）を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

(2019年12月31日現在)

名称		第７回新株予約権	第８回新株予約権	第９回新株予約権	第10回新株予約権
発行決議日		2013年３月13日	2014年１月17日	2015年３月13日	2016年３月18日
新株予約権の数		4,150個	7,660個	5,220個	5,460個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 415,000株 (新株予約権１個につき100株)	普通株式 766,000株 (新株予約権１個につき100株)	普通株式 522,000株 (新株予約権１個につき100株)	普通株式 546,000株 (新株予約権１個につき100株)
新株予約権の払込金額		新株予約権と引き換えに払い込みは要しない	新株予約権と引き換えに払い込みは要しない	新株予約権と引き換えに払い込みは要しない	新株予約権と引き換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使時の払込金額		１株当たり 96円	１株当たり 218円	１株当たり 287円	１株当たり 147円
権利行使期間		2017年３月14日から 2023年３月13日まで	2019年１月17日から 2024年１月16日まで	2019年３月13日から 2025年３月12日まで	2020年３月18日から 2026年３月17日まで
行使の条件		(注) １，２，３	(注) ４，５，６	(注) ２，３，７	(注) ２，３，７
役員の保有状況	取締役(社外取締役を除く)	新株予約権の数 3,950個 目的となる株式数 395,000株 保有者数 １人	新株予約権の数 7,500個 目的となる株式数 750,000株 保有者数 ２人	新株予約権の数 5,150個 目的となる株式数 515,000株 保有者数 ３人	新株予約権の数 5,300個 目的となる株式数 530,000株 保有者数 ３人
	社外取締役	新株予約権の数 200個 目的となる株式数 20,000株 保有者数 １人	新株予約権の数 －個 目的となる株式数 －株 保有者数 －人	新株予約権の数 70個 目的となる株式数 7,000株 保有者数 １人	新株予約権の数 80個 目的となる株式数 8,000株 保有者数 １人
	監査役	新株予約権の数 －個 目的となる株式数 －株 保有者数 －人	新株予約権の数 160個 目的となる株式数 16,000株 保有者数 ３人	新株予約権の数 －個 目的となる株式数 －株 保有者数 －人	新株予約権の数 80個 目的となる株式数 8,000株 保有者数 １人

(注) １．新株予約権者は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役の地位にあることを要する。ただし、当社または当社子会社の取締役を任期満了により退任した場合、または定年退職その他正当な理由のある場合はこの限りではない。

２．新株予約権者が本新株予約権の権利行使期間到来前に死亡した場合は、その権利を喪失する。なお、新株予約権者が新株予約権の権利行使期間到来後に死亡した場合は、相続人がその権利を行使することができる。

３．本新株予約権の質入れその他一切の処分は認められない。

４．新株予約権者は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役及び従業員の地位にあることを要する。ただし、当社または当社子会社の取締役及び監査役を任期満了により退任した場合、または従業員が定年退職その他正当な理由のある場合はこの限りではない。

５．新株予約権者が本新株予約権の権利行使期間到来前または到来後において死亡した場合は、相続人がその権利を行使することができる。

６．本新株予約権の質入れその他一切の処分は認められない。但し、取締役会の承認を受けた場合はその限りではない。

７．新株予約権者は、権利行使時においても、当社の取締役及び従業員並びに当社子会社の取締役及び従業員の地位にあることを要する。ただし、当社または当社子会社の取締役を任期満了により退任した場合、または定年退職その他正当な理由のある場合はこの限りではない。

(3) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況（2019年12月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	西岡 孝	株式会社ルーデン・ビルマネジメント代表取締役 株式会社ツーエム代表取締役 株式会社R・T・Sリンケージ代表取締役
取締役	佐々木 悟	管理本部長 株式会社ルーデン・ライフサービス代表取締役 株式会社ルーデン・ビルマネジメント取締役 株式会社P２P BANK取締役
取締役	丸山一郎	弁護士 東京晴和法律事務所パートナー弁護士 株式会社AKIBAホールディングス社外取締役
常勤監査役	小菅龍之介	行政書士 国土緑化株式会社監査役 株式会社オフィス装備監査役 株式会社ルーデン・ライフサービス監査役 株式会社ルーデン・ビルマネジメント監査役 株式会社ツーエム監査役 株式会社R・T・Sリンケージ監査役 株式会社エヌ・ティー・エス監査役 小菅総合事務所 代表
監査役	山田 努	税理士 税理士法人山田会計事務所 代表社員 株式会社P2P BANK監査役 株式会社イーストアンドウエスト監査役 株式会社日本ライフクリエイト監査役 株式会社カプセルデヴィジョン監査役 株式会社ウエスト監査役 株式会社ピーチジャム監査役 株式会社東京セキュリティ監査役 株式会社ランドネットワーク監査役 株式会社ネオ・クラシカ監査役
監査役	小山信二郎	弁護士、税理士 市ヶ谷総合法律事務所 代表 株式会社貴和取締役 一般財団法人日本企業構造改革機構 理事長 公益財団法人ZEN CLUB 理事 株式会社INSURE TECH INDUSTRIES監査役

（注）1.取締役丸山一郎氏は、社外取締役であります。
2.監査役山田努氏及び監査役小山信二郎氏は、社外監査役であります。
3.社外監査役山田努氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4.社外監査役小山信二郎氏は、弁護士及び税理士の資格を有しており、法務及び財務並びに会計に関する相当程度の知見を有しております。
5.当社は、取締役丸山一郎氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役並びに各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、取締役丸山一郎氏は100万円又は法令が定める額のいずれか高い額、監査役山田努氏及び監査役小山信二郎氏は、100万円又は法令が定める額のいずれか高い額としております。

③ 事業年度中に退任した取締役及び監査役

取締役会長西岡進氏は、2019年３月29日に任期満了により退任しております。

④ 取締役及び監査役の当事業年度に係る報酬等の総額

区　　分	支給員数	報酬額
取締役 （うち社外取締役）	４名 （１名）	４１百万円 （１百万円）
監査役 （うち社外監査役）	３名 （２名）	６百万円 （２百万円）
合計 （うち社外役員）	７名 （３名）	４７百万円 （４百万円）

（注）１．取締役（2019年３月29日をもって退任した取締役１名を含んでおります。）の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

２．取締役の報酬額は、2002年２月25日開催の臨時株主総会において、年額150百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。

３．監査役の報酬額は、2004年５月28日開催の臨時株主総会において、年額25百万円以内と決議いただいております。

４．上記の報酬等の額には、以下のものが含まれております。

・ストック・オプションによる報酬額12百万円（取締役４名に対し12百万円（うち社外取締役１名に対し０百万円）、監査役３名に対し０百万円（うち社外監査役２名に対し０百万円））

⑤　社外役員に関する事項

イ．他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等の関係

・取締役丸山一郎氏は、東京晴和法律事務所のパートナー弁護士及び株式会社ＡＫＩＢＡホールディングスの社外取締役であります。当社は、これらの兼職先との間に特別な関係はありません。

・監査役山田努氏は、税理士法人山田会計事務所の代表社員であります。当社は、税理士法人山田会計事務所との間に特別な関係はありません。また、山田努氏は、株式会社イーストアンドウエスト、株式会社日本ライフクリエイト、株式会社カプセルデヴィジョン、株式会社ウエスト、株式会社ピーチジャム、株式会社東京セキュリティ、株式会社ランドネットワーク、株式会社ネオ・クラシカ及び株式会社Ｐ２Ｐ　ＢＡＮＫの監査役であります。株式会社ランドネットワークは、当社の議決権を14.42％、株式会社カプセルデヴィジョンは、当社の議決権を2.04％、株式会社ピーチジャムは、当社の議決権を2.00％保有する大株主であります。株式会社Ｐ２Ｐ　ＢＡＮＫは、当社の子会社であります。株式会社ランドネットワーク、株式会社ウエスト、株式会社イーストアンドウエスト、株式会社日本ライフクリエイト、株式会社カプセルデヴィジョン、株式会社ネオ・クラシカ及び株式会社ピーチジャムは、当社と関連当事者の関係であります。株式会社東京セキュリティとの間に特別な関係はありません。

・監査役小山信二郎氏は、市ヶ谷総合法律事務所の代表及び株式会社貴和の取締役及び一般財団法人日本企業構造改革機構の理事長及び公益財団法人ＺＥＮ　ＣＬＵＢ理事及び株式会社ＩＮＳＵＲＥ　ＴＥＣＨ　ＩＮＤＵＳＴＲＩＥＳ監査役であります。当社は、これらの兼職先との間に特別の関係はありません。

ロ．当事業年度における主な活動状況

	活　　動　　状　　況
取締役　丸　山　一　郎	当事業年度に開催された取締役会17回のうち14回に出席いたしました。弁護士としての資格を有しておりますので、主に法務の見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
監査役　山　田　　努	当事業年度に開催された取締役会17回のうち14回に出席し、監査役会12回すべてに出席いたしました。税理士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社の税務関連について適宜、必要な発言を行っております。
監査役　小　山　信二郎	当事業年度に開催された取締役会17回のうち14回に出席し、監査役会12回すべてに出席いたしました。弁護士及び税理士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社の行政関連について適宜、必要な発言を行っております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称　　霞友有限責任監査法人

② 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	18,495千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	18,495千円

（注）1．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2．監査役会は、取締役、社内関係部署及び会計監査人より必要な資料の入手、報告を受けた上で、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行条項、報酬見積もりの算定根拠について確認し、審議した結果、これについて適切であると判断したため、会計監査人の報酬等の額に同意しております。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任を決定することといたします。監査役会は、取締役会に、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の会議の目的とすることを請求いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

当社は会社法第427条に基づき、会計監査人との間で責任限定契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、悪意又は重大な過失があった場合を除き、100万円又は会計監査人としての在職中に報酬その他の職務執行の対価の額として当社から受け、又は受けるべき財産上の利益の額の事業年度ごとの合計額のうち最も高い額に二を乗じて得た額のいずれか高い額を限度としております。

(5) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報の取扱いは、文書管理規程をはじめ社内規程により、管理責任者、保管方法、保存期間を定めており、適時、運用状況の検証、各規程の見直しを行う。また、取締役及び監査役は、常時当該情報等の閲覧が可能としている。

② 当社及び当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、ＣＳＲ委員会をはじめ、取締役及び経営執行者は適宜リスク管理を行う一方、自社の経営目的に影響を与えるリスクを認識し、リスクに対する取り組みを決め、その取り組みがうまく行われているかどうかをモニタリングし、問題があれば改善するマネジメントシステムを構築する。

災害時の発生に備え、生命の安全確保・安否確認体制を整備するとともに、重要業務の継続・中断した場合でもその早期復旧を目指した体制作りを推進する。

③ 当社及び当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

経営の意思決定・監督機能と業務執行機能を分離する執行役員制を採用し、取締役会は経営方針等の重要事項の意思決定並びに取締役の職務執行及び執行役員の業務執行を監督し、執行役員は、取締役会で定められた職務分担に基づき業務を執行する。

当社及び当社グループの取締役会は中期経営計画・年度予算を策定し、執行役員はその達成に向けて業務を執行する。

④ 当社及び当社グループの取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社の代表取締役社長の直轄委員会として当社グループの取締役・使用人で成り立つＣＳＲ委員会を設置し、コンプライアンス活動の充実と商材及びサービス等の品質向上を維持する。

その他取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制に関する社内規定・運用等を定期的に見直し、整備する。

⑤　当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社はグループ企業としての運営を行うにあたり、グループ全体の内部統制、コンプライアンス、リスク管理体制等に関し定期的に監査を実施する。

監査室はグループ会社に対し内部監査を実施し、グループ会社の業務全般にわたる内部統制の有効性と妥当性を確保する。

監査役は会計監査人及び監査室と密接な連携を取り、グループ全体の監視・監査を実効的かつ適正に行う。

⑥　監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、選任の監査役業務補助者を置くものとし、当該使用人は監査役スタッフ業務に関し監査役の指揮命令下に置くものとする。また、当該使用人の人事異動にあたっては、監査役会と事前に協議を行い、取締役会の同意を得たうえで決定するものとし、取締役会からの独立性を確保する。

⑦　取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制

当社の取締役及び使用人は、その職務の執行状況について、取締役会等の重要会議を通じて監査役に定期的に報告を行うほか、必要の都度、遅滞なく報告する。

当社の取締役・執行役員及び使用人は、監査役が事業の報告を求めた場合、または監査役が当社グループの業務及び財産の状況を調査する場合は、迅速かつ的確に対応する。

子会社の取締役・使用人は、当社監査役から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行う。

当社内部監査室、総務部等は、定期的に当社監査役に対する報告を実施し、子会社における内部監査、コンプライアンス、リスク管理等の現状を報告する。

⑧　その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、代表取締役社長若しくは会計監査人と、必要に応じて適宜意見交換を実施し、また、当社では複雑かつ高度化する監査業務に適切に対応できる社外監査役を選任し、取締役会から独立した体制を敷いている。

⑨　取締役・使用人全員の信頼性のある財務報告を重視するための体制

当社及び当社グループ内のすべての取締役及び使用人は、財務報告に係る内部統制の役割の重要性を強く認識し、自らの権限と責任の範囲で、内部統制の基本的要素（統制環境、リスクの評価と対応、統制活動、情報と伝達、モニタリング、ITへの対応）への適切な整備及び運用をする。

⑩　適正な財務報告を実現するための体制

一般に公正妥当と認められる会計基準その他の関連法規に準拠し作成した財務報告を適時に開示することにより、情報開示の透明性及び公平性の確保に努める。

⑪　反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備に関する体制

市民社会の秩序を脅かす反社会的勢力に対し断固、取引関係をはじめとする一切の関わりを排除する。企業活動における社会的責任を果たすことを基本方針とする。企業防衛の観点からも必要不可欠な要請であり、コンプライアンスの認識のもと、反社会的勢力による被害を防止するための対策に取り組む。

(6) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、多年度にわたり業務の適正化を図るために必要な体制作りとして「内部統制システムの整備」を毎年取締役会の決議としております。

当事業年度の開始時に、当社グループの全社員が一同に集合し、グループ全体の方向性や業務方針の統制をはかる目的で、合同会議を開催しております。また、中長期経営計画や各会社の役職者からの今後の事業に関する発表等を行い社内統制をはかっております。

当社及び当社グループの適正な業務の運用として、ＣＳＲ委員会を毎月開催し、コンプライアンスに関する報告、内部監査室より内部統制に関する整備・運用評価の報告、その他日々刻々と変化する環境に対応しうる体制の構築、実施をしております。

以上のことから、内部統制システムは適正に運用されているものと評価しております。

(7) 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

(8) 剰余金の配当等の決定に関する方針

該当事項はありません。

連結貸借対照表

(2019年12月31日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科　　目	金　　額	科　　目	金　　額
流動資産	**3,044,807**	**流動負債**	**409,843**
現金及び預金	1,570,608	支払手形及び買掛金	91,895
受取手形及び売掛金	300,038	短期借入金	2,600
商品及び製品	116,895	未払金	154,112
販売用不動産	406,062	未払法人税等	19,410
仕掛販売用不動産	152,159	預り金	44,707
仕掛品	1,786	売上値引引当金	415
原材料及び貯蔵品	7,018	アフターコスト引当金	1,306
短期貸付金	240,500	その他	95,395
未収入金	45,156		
その他	204,580		
固定資産	**210,356**	**固定負債**	**34,255**
有形固定資産	**100,483**	長期借入金	18,183
建物及び構築物	134,015	退職給付に係る負債	10,647
減価償却累計額	△79,634	その他	5,424
建物及び構築物（純額）	54,380		
機械装置及び運搬具	3,428		
減価償却累計額	△3,061		
機械装置及び運搬具（純額）	367		
工具器具備品	7,276		
減価償却累計額	△5,479		
工具器具備品（純額）	1,796		
土地	37,543		
リース資産	10,974		
減価償却累計額	△4,578	**負債合計**	**444,099**
リース資産（純額）	6,395	**純資産の部**	
無形固定資産	**10,403**	**株主資本**	**2,427,936**
その他	10,403	資本金	2,200,136
投資その他の資産	**99,469**	資本剰余金	732,488
投資有価証券	3,580	利益剰余金	△504,397
破産更生債権等	678,845	自己株式	△290
出資金	681	**その他の包括利益累計額**	**667**
損害賠償請求権	70,057	その他有価証券評価差額金	667
その他	86,446	**新株予約権**	**382,460**
貸倒引当金	△740,142	**純資産合計**	**2,811,065**
資産合計	**3,255,164**	**負債純資産合計**	**3,255,164**

(注) 金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

（自　2019年１月１日
至　2019年12月31日）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		3,598,007
売上原価		2,603,506
売上総利益		994,500
販売費及び一般管理費		980,714
営業利益		13,786
営業外収益		
受取利息	3,420	
受取配当金	265	
その他	5,716	9,402
営業外費用		
支払利息	220	
貸倒引当金繰入額	22,968	
控除対象外消費税	4,165	
その他	1,230	28,585
経常損失		5,396
税金等調整前当期純損失		5,396
法人税、住民税及び事業税	27,499	
法人税等調整額	△243	27,256
当期純損失		32,652
親会社株主に帰属する当期純損失		32,652

（注）金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

（自　2019年１月１日　至　2019年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当連結会計年度期首残高	2,188,625	720,977	△471,745	△290	2,437,566
当連結会計年度変動額					
新株の発行					
新株の発行（新株予約権の行使）	11,511	11,511			23,022
親会社株主に帰属する当期純損失			△32,652		△32,652
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額(純額)					
当連結会計年度変動額合計	11,511	11,511	△32,652	－	△9,629
当連結会計年度末残高	2,200,136	732,488	△504,397	△290	2,427,936

	その他の包括利益累計額		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	その他の包括利益累計額合計		
当連結会計年度期首残高	235	235	358,965	2,796,768
当連結会計年度変動額				
新株の発行				
新株の発行（新株予約権の行使）				23,022
親会社株主に帰属する当期純損失				△32,652
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額（純額）	431	431	23,494	23,926
当連結会計年度変動額合計	431	431	23,494	14,296
当連結会計年度末残高	667	667	382,460	2,811,065

（注）金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1．連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

・連結子会社の数　５社

・連結子会社の名称　株式会社ルーデン･ライフサービス
株式会社ルーデン･ビルマネジメント
株式会社ツーエム
株式会社Ｒ・Ｔ・Ｓリンケージ
株式会社Ｐ２Ｐ ＢＡＮＫ

② 非連結子会社の状況

・主要な非連結子会社の名称　Ｒｕｄｅｎ Ｓｉｎｇａｐｏｒｅ Ｐｔｅ.Ｌｔｄ.

・連結の範囲から除いた理由　非連結子会社は小規模であり、総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、連結計算書類に重要な影響を及ぼさないため、連結の範囲から除外しております。

(2) 持分法の適用に関する事項　該当事項はありません。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の事業年度は、連結会計年度と一致しております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ．有価証券

その他有価証券

・時価のあるもの　連結会計年度末の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

・時価のないもの　移動平均法による原価法

ロ．たな卸資産

・商品　先入先出法による原価法（連結貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

・原材料　先入先出法による原価法（連結貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

・仕掛品　個別法による原価法（連結貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

・貯蔵品　最終仕入原価法（連結貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

・販売用不動産　個別法による原価法（連結貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

・仕掛販売用不動産　個別法による原価法（連結貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ．有形固定資産（リース資産を除く）　当社及び連結子会社は主として建物（建物附属設備を除く）及び2016年４月１日以後に取得した建物附属設備並びに構築物については定額法、その他については定率法を採用しております。

なお、耐用年数及び残存価額については法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

なお、取得価額10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、３年間均等償却によっております。

ロ．無形固定資産（リース資産を除く）　定額法

なお、耐用年数については法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（５年）による定額法によっております。

ハ．リース資産　リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が適用初年度開始前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

ニ．長期前払費用　定額法

なお、償却期間については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

③　重要な引当金の計上基準

イ．貸倒引当金　　当社及び連結子会社５社は、債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ．賞与引当金　　連結子会社２社は、従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。

ハ．売上値引引当金　　連結子会社１社は、将来発生する売上値引に備えるため、過去の値引実績に基づく将来発生見込額を計上しております。

ニ．アフターコスト引当金　　連結子会社１社は、コーティング施工及びリフォーム工事等の無償保証費用等のアフターコストの支出に備えるため、過去の実績に基づく将来発生見込額を計上しております。

④　その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

イ．退職給付に係る負債の計上基準　　連結子会社１社は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

ロ．消費税等の会計処理　　税抜処理を採用しております。

ハ．連結納税制度の適用　　連結納税制度を適用しております。

ニ．のれんの償却　　のれんの償却については、発生日以後、投資効果の発現する期間10年以内で均等償却しております。

２．表示方法の変更に関する注記

（「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用）

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号　平成30年２月16日）を当連結会計年度の期首から適用しており、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示しております。

３．連結貸借対照表に関する注記

減価償却累計額には、減損損失累計額を含めて表示しております。

４．連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	12,418,500株	57,500株	－株	12,476,000株

（注）発行済株式の総数の増加は、ストック・オプションの行使による増加分であります。

(2) 自己株式の数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	200株	－株	－株	200株

(3) 剰余金の配当に関する事項

該当事項はありません。

(4) 当連結会計年度末日における新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式数（株）				当連結会計年度末残高（千円）
			当連結会計年度期首	当連結会計年度増加	当連結会計年度減少	当連結会計年度末	
当社	2013年新株予約権	普通株式	415,000	－	－	415,000	－
当社	2014年新株予約権	普通株式	899,000	－	46,500	852,500	－
当社	2015年新株予約権	普通株式	808,000	－	23,000	785,000	－
合計		－	2,122,000	－	69,500	2,052,500	－

５．金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、事業計画等に照らして、必要な資金（主に第三者割当増資など）を調達しております。一時的な余資は主に流動性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を関連当事者より調達しております。なお、デリバティブ取引は現在利用しておりません。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、取引先ごとに期日及び残高を管理するとともに、信用状況を定期的に把握し、財務状況等の悪化などによる回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

投資有価証券は、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金、未払金並びに未払法人税等は、１年以内の支払期日であります。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

イ．信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社連結子会社は、連結子会社各社における債権管理規程に従い、営業債権について、各事業部門が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

ロ．市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社連結子会社は、営業債権債務について、現金決済を原則としているため、金利変動リスクはありません。

有価証券及び投資有価証券については、定期的に時価や発行体の財務状況を把握しております。

ハ．資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社及び当社連結子会社は、各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金計画を作成・更新するとともに、手元流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

④　金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2)　金融商品の時価等に関する事項

当連結会計年度末における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。

	連結貸借対照表計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
(1)　現金及び預金	1,570,608	1,570,608	－
(2)　受取手形及び売掛金	300,038	300,038	－
(3)　短期貸付金	240,500	240,500	－
資産計	2,111,147	2,111,147	－
(1)　支払手形及び買掛金	91,895	91,895	－
(2)　未払金	154,112	154,112	－
負債計	246,008	246,008	－

（注）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資　産

(1)　現金及び預金、(2)　受取手形及び売掛金、(3)短期貸付金

これらはすべて短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負　債

(1)　支払手形及び買掛金、(2)　未払金

これらはすべて短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

6．賃貸等不動産に関する注記

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

7．１株当たり情報に関する注記

(1)　１株当たり純資産額　194円67銭

(2)　１株当たり当期純損失　2円62銭

８．重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

９．資産除去債務に関する注記

当社及び当社連結子会社５社は、賃貸借契約に基づき使用する事務所等において、退去時における原状回復に係る債務を有しておりますが、当該債務に関連する賃借資産の使用期間が明確ではなく、また現在のところ、移転等も予定されていないことから、資産除去債務を合理的に見積もることができません。そのため、当該債務に見合う資産除去債務を計上しておりません。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年２月25日

ルーデン・ホールディングス株式会社
　取締役会　御中

霞友有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　吉田　恭治　㊞

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　山崎　安通　㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、ルーデン・ホールディングス株式会社の2019年１月１日から2019年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ルーデン・ホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

貸　借　対　照　表

（2019年12月31日現在）

（単位：千円）

資産の部		負債の部	
科　　目	金　　額	科　　目	金　　額
流動資産	**2,601,033**	**流動負債**	**311,939**
現金及び預金	1,440,963	短期借入金	25,500
販売用不動産	228,507	未払金	42,931
仕掛販売用不動産	152,159	未払法人税等	15,942
前払費用	7,845	前受金	1,880
短期貸付金	428,531	預り金	164,602
未収入金	205,294	リース債務	545
その他	137,732	その他	60,537
固定資産	**517,671**	**固定負債**	**2,500**
有形固定資産	**81,077**	リース債務	2,500
建物及び構築物	46,858		
減価償却累計額	△4,359		
建物及び構築物（純額）	42,499		
工具器具備品	2,713		
減価償却累計額	△1,462		
工具器具備品（純額）	1,250		
土地	34,295		
リース資産	7,236	**負債合計**	**314,440**
減価償却累計額	△4,205	**純資産の部**	
リース資産（純額）	3,031	**株主資本**	**2,421,804**
無形固定資産	**403**	**資本金**	**2,200,136**
その他	403	**資本剰余金**	**732,488**
投資その他の資産	**436,190**	資本準備金	732,488
投資有価証券	0	**利益剰余金**	**△510,529**
関係会社株式	369,601	その他利益剰余金	△510,529
破産更生債権等	636,403	別途積立金	110,000
敷金及び保証金	53,629	繰越利益剰余金	△620,529
ゴルフ会員権	7,800	**自己株式**	**△290**
その他	5,159	**新株予約権**	**382,460**
貸倒引当金	△636,403	**純資産合計**	**2,804,265**
資産合計	**3,118,705**	**負債純資産合計**	**3,118,705**

（注）金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損　益　計　算　書

（自　2019年１月１日
　至　2019年12月31日）

（単位：千円）

科　目	金　額	
売上高		1,261,467
売上原価		930,264
売上総利益		331,202
販売費及び一般管理費		250,330
営業利益		80,872
営業外収益		
受取利息	6,950	
その他	17	6,968
営業外費用		
支払利息	2,737	
控除対象外消費税	3,291	
その他	146	6,176
経常利益		81,664
税引前当期純利益		81,664
法人税、住民税及び事業税		29,017
法人税等調整額		△236
当期純利益		52,883

（注）金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（自　2019年１月１日　至　2019年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金		利益剰余金合計
				別途積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	2,188,625	720,977	720,977	110,000	△673,413	△563,413
当期変動額						
新株の発行						
新株の発行（新株予約権の行使）	11,511	11,511	11,511			
当期純利益					52,883	52,883
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)						
当期変動額合計	11,511	11,511	11,511	－	52,883	52,883
当期末残高	2,200,136	732,488	732,488	110,000	△620,529	△510,529

	株主資本		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計		
当期首残高	△290	2,345,898	358,965	2,704,864
当期変動額				
新株の発行				
新株の発行（新株予約権の行使）		23,022		23,022
当期純利益		52,883		52,883
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)			23,494	23,494
当期変動額合計	－	75,906	23,494	99,401
当期末残高	△290	2,421,804	382,460	2,804,265

（注）金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1．重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 子会社株式　移動平均法による原価法

② その他有価証券

・時価のあるもの　事業年度末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

・時価のないもの　移動平均法による原価法

③ たな卸資産の評価基準及び評価方法

・販売用不動産　個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）　当社は主として建物（建物附属設備を除く）及び2016年４月１日以後に取得した建物附属設備並びに構築物については定額法、その他については定率法を採用しております。

なお、耐用年数及び残存価額については法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

なお、取得価額10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、３年間均等償却によっております。

② 無形固定資産（リース資産を除く）　定額法

なお、耐用年数については法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（５年）による定額法によっております。

③ リース資産　リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が2009年２月28日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(3) 引当金の計上基準

・ 貸倒引当金　　債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(4) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

① 消費税等の会計処理　　税抜処理を採用しております。

② 連結納税制度の適用　　連結納税制度を適用しております。

2．表示方法の変更に関する注記

（「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用）

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号　平成30年２月16日）を当事業年度の期首から適用しており、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示しております。

3．貸借対照表に関する注記

(1) 減価償却累計額には、減損損失累計額を含めて表示しております。

(2) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務は次のとおりであります。

短期金銭債権	369,095千円
短期金銭債務	223,533千円

4．損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

① 営業取引による取引高	322,074千円
② 営業取引以外の取引	6,267千円

5．株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	200株	－株	－株	200株

６．税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

（単位：千円）

繰延税金資産	
一括償却資産損金算入限度超過額	370
未払事業税否認額	3,060
貸倒引当金損金算入限度額	194,867
棚卸資産評価損	3,768
関係会社株式評価損	35,626
投資有価証券評価損	3,063
その他	603
繰延税金資産小計	241,357
評価性引当額	△237,927
繰延税金資産合計	3,430

7．関連当事者との取引に関する注記

(1) 子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
子会社	株式会社ルーデン・ライフサービス	所有 直接 100	連結子会社	業務委託費	180,000	預り金	57,000
				受託金の金利	854	未払費用	2,622
	株式会社ルーデン・ビルマネジメント	所有 直接 100	連結子会社	業務委託費	60,000	短期借入金	25,500
				日常清掃費	392	預り金	100,000
				借入金の金利	382	未払金	56
				受託金の金利	1,499	未払費用	4,445
	株式会社R・T・Sリンケージ	所有 直接 100	連結子会社	貸付金の受取	55,850	短期貸付金	29,150
				貸付金の金利	1,265	未収入金	1,429
	株式会社P2P BANK	所有 直接 54.5	連結子会社	業務委託費	60,000	短期貸付金	171,381
				貸付金の支出	45,631	未収入金	134,451
				貸付金の金利	2,264		

(注) 1．上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2．取引条件及び取引条件の決定方針等

市場価額等を勘案して一般的な取引条件と同様に決定しております。

(2) 役員及び個人主要株主等

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
主要株主が議決権の過半数を自己の計算において保有している会社	フォレスト・フォールディング株式会社	－	不動産の売買	不動産の仕入	150,000	－	－
役員及びその近親者	西岡　進	(被所有) 直接　1.01	役員の近親者	債務被保証	3,419	－	264,517

(注) 1．上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2．取引条件及び取引条件の決定方針等

市場価額等を勘案して一般的な取引条件と同様に決定しております。

3．債務被保証については、形式的・名目的な株式会社東京セキュリティへの貸付金228,000千円及びそれに係る未収利息36,517千円についてでありますが、実質的には西岡進氏との取引であるため、本人から債務保証を受けております。

8．1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額　194円12銭

(2) 1株当たり当期純利益　4円25銭

9．重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

10．資産除去債務に関する注記

賃貸借契約に基づき使用する事務所等において、退去時における原状回復に係る債務を有しておりますが、当該債務に関連する賃借資産の使用期間が明確ではなく、また現在のところ、移転等も予定されていないことから、資産除去債務を合理的に見積もることができません。そのため、当該債務に見合う資産除去債務を計上しておりません。

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年２月25日

ルーデン・ホールディングス株式会社
　取締役会　御中

霞友有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　吉田　恭治　㊞

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　山崎　安通　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、ルーデン・ホールディングス株式会社の2019年１月１日から2019年12月31日までの第20期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、2019年１月１日から2019年12月31日までの第20期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人霞友有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人霞友有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年２月27日

ルーデン・ホールディングス株式会社　監査役会

常勤監査役　小菅 龍之介　㊞

社外監査役　山田　　努　㊞

社外監査役　小山 信二郎　㊞

以　上

株主総会参考書類

議 案及び参考事項

第１号議案　取締役４名選任の件

取締役西岡孝、佐々木悟及び丸山一郎の３氏は、本総会の終結の時をもって任期満了となり、また取締役西岡進氏は2019年３月29日をもって辞任しております。また、西岡勇人氏の就任を予定しております。つきましては、取締役４名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式の数
1	西岡（にしおか）　孝（たかし） （1946年５月４日生）	1970年４月　共信商事株式会社　入社 1976年８月　岡山大東住宅株式会社　取締役就任 1984年６月　菱和地所株式会社　取締役就任 1985年１月　株式会社菱和ライフクリエイト取締役就任（現クレアスライフ株式会社） 2006年11月　株式会社日本ライフクリエイト取締役就任 2008年５月　当社執行役員副社長 2008年５月　株式会社ルーデン・ビルマネジメント　代表取締役就任(現任) 2008年５月　当社取締役就任 2008年６月　当社代表取締役社長就任(現任) 2015年７月　株式会社ツーエム　代表取締役就任(現任) 2017年９月　株式会社Ｒ・Ｔ・Ｓリンケージ　代表取締役就任(現任)	157,000株
2	佐々木（ささき）　悟（さとる） （1960年８月19日生）	1983年４月　協立証券株式会社　入社（現エイチ・エス証券株式会社） 2008年５月　当社執行役員　経営戦略室付 2008年７月　当社管理本部長（現任） 2008年８月　当社取締役就任（現任） 2009年４月　株式会社エルトレード取締役　就任 2009年５月　株式会社ルーデン・ビルマネジメント　取締役就任（現任） 2010年１月　株式会社ルーデン・ライフサービス　代表取締役就任（現任） 2019年８月　株式会社Ｐ２Ｐ　ＢＡＮＫ取締役就任（現任）	31,700株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式の数
3	まるやま　いちろう 丸山　一郎 （1963年４月21日生）	1992年３月　ＢＭＣソフトウエア株式会社入社 2000年10月　ジョンソン＆ウェスターフィールド法律事務所　入所 2003年10月　弁護士登録　丸山法律事務所入所 2006年10月　東京中央総合法律事務所　パートナー弁護士として設立 2007年５月　当社社外取締役就任(現任) 2012年１月　東京晴和法律事務所　パートナー弁護士として設立（現任） 2018年６月　株式会社ＡＫＩＢＡホールディングス　社外取締役就任（現任）	1,500株
4	にしおか　ゆうと 西岡　勇人 （1992年６月２日生）	2017年５月　株式会社ネオ・クラシカ　取締役就任（現任）	1,027,600株

（注）１．各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

２．丸山一郎氏は、社外取締役候補者であり、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

３．丸山一郎氏を社外取締役候補者とした理由は、長年にわたる弁護士としての豊富な経験と幅広い見識を当社の経営にいかしていただくことを期待したためであります。

４．丸山一郎氏は、現在、当社の社外取締役でありますが、社外取締役としての在任期間は、本総会の終結の時をもって12年10ヶ月であります。

５．社外取締役との責任限定契約の内容の概要は以下のとおりであります。

当社は丸山一郎氏との間で、会社法第427条第１項及び当社定款第28条の規定に基づき、会社法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償限度額は、金100万円又は会社法第425条第１項に定める最低責任限度額のいずれか高い額としております。

なお、丸山一郎氏の再任が承認された場合、当社は丸山一郎氏との間の責任限定契約を継続する予定であります。

第２号議案　監査役１名選任の件

監査役小菅龍之介氏は、本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、監査役１名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏　　名 （生年月日）	略歴、当社における地位 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式の数
こ すげりゅう の すけ 小菅龍之介 （1947年6月25日生）	1970年３月　日本大学法学部　卒業 1970年３月　細田法律事務所　入所 1972年４月　山根法律事務所　入所 1974年８月　柴田法律事務所　入所 1976年１月　行政書士　登録 1981年５月　国土緑化株式会社監査役就任（現任） 2004年２月　マンション管理士　登録 2008年９月　当社常勤監査役　就任（現任） 2011年10月　小菅総合事務所　代表（現任） 2012年３月　株式会社ルーデン・ライフサービス監査役　就任（現任） 2014年８月　株式会社オフィス装備監査役就任（現任） 2016年７月　株式会社ルーデン・ビルマネジメント監査役　就任（現在） 2016年12月　株式会社ツーエム監査役　就任（現任） 2017年９月　株式会社Ｒ・Ｔ・Ｓリンケージ監査役　就任（現任）	0株

（注）候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

以　上

インターネットによる議決権行使のご案内

議決権をインターネットにより行使される場合は、下記の事項をご了承のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。

記

1．インターネットによる議決権行使は、当社の指定する議決権行使ウェブサイト（https://www.e-sokai.jp）をご利用いただくことによってのみ可能です。なお、この議決権行使ウェブサイトは携帯電話を用いたインターネットでもご利用いただくことが可能です。

※バーコード読取機能付の携帯電話を利用して右の「ＱＲコード」を読み取り、議決権行使ウェブサイトに接続することも可能です。

操作方法の詳細についてはお手持ちの携帯電話の読取説明書をご確認ください。

（「ＱＲコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。）

2．インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」および「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがって議案に対する賛否をご入力ください。

3．インターネットによる議決権行使は、2020年３月26日（木曜日）午後5時まで受付いたしますが、議決権行使結果の集計の都合上、お早めに行使していただきますようお願い申し上げます。

4．議決権行使書面とインターネットによる方法と重複して議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使として取扱わせていただきます。

5．インターネットによって複数回、または、パソコンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取扱わせていただきます。

6．議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際の通信料金等は、すべて株主様のご負担となります。

〔インターネットによる議決権行使のためのシステム環境について〕

議決権行使サイトをご利用いただくためには、次のシステム環境が必要です。

1．パソコンを利用する場合

(1) インターネットにアクセスできること。

(2) 画面の解像度が横800×縦600ドット（SVGA）以上であること。

(3) インターネット閲覧（ブラウザ）ソフトウェアとして、Microsoft ® Internet Explorer Ver.5.01 SP2 以降を使用できること。

(4) ハードウェアの環境として、上記インターネット閲覧（ブラウザ）ソフトウェアを使用することができること。

(5) 議決権行使ウェブサイトにおいて株主総会参考書類や事業報告等をご覧になる場合にはAdobe® Acrobat® Reader® Ver.4.0以降またはAdobe® Reader® Ver.6.0以降を使用できること。

※Internet Explorerは、米国 Microsoft Corporationの、Adobe® Acrobat® Reader®およびAdobe® Reader® は米国Adobe Systems Incorporatedの、米国および各国での登録商標、商標および製品名です。

※これらのソフトウェアは、いずれも各社のホームページより無償で配布されています。

2．携帯電話を利用する場合

(1) 「iモード」、「EZweb」、「Yahoo!ケータイ」 のいずれかのインターネット接続サービスが利用できること。

(2) 暗号化通信が可能な128bitSSL通信機能を搭載した機種であること。
（セキュリティ確保のため、128bitSSL通信（暗号化通信）が可能な機種のみ対応しておりますので、一部の機種ではご利用いただけません。また、スマートフォンを含む携帯電話のフルブラウザ機能を用いた議決権行使も可能ですが、機種によってはご利用いただけない場合がありますので、ご了承ください。）

※ｉモードは株式会社ＮＴＴドコモ、EZwebはＫＤＤＩ株式会社、Yahoo!は、米国Yahoo! Incorporated、Yahoo!ケータイはソフトバンク株式会社の商標、登録商標またはサービス名です。

以　上

《インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ》

インターネットによる議決権行使に関してご不明な点につきましては、以下にお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

株主名簿管理人　日本証券代行㈱代理人部

【ウェブサポート専用ダイヤル】　0120-707-743　（フリーダイヤル）

受付時間　9：00～21：00（土曜・日曜・祝日も受付）

メ　　モ

株 主 総 会 会 場 ご 案 内 図

会場：東京都渋谷区桜丘町23番21号
渋谷区文化総合センター大和田
2020年３月27日（金曜日）午前10時30分（午前10時開場）



交通アクセス
・ＪＲ「渋谷」駅西口　徒歩５分
※駐車場の用意はいたしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。